

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業廃止・変更届出書の提出に係る留意事項

[処分業]

1 届出書の提出が必要な要件について

業を廃止した場合、又は以下の事項に変更が生じた場合は、その廃止又は変更の日から10日（法人が②又は③を変更したために法務局での手続きを要する場合は30日）以内に廃止・変更届出書を提出してください。

- ① 住所
- ② 氏名又は名称
- ③ 法定代理人、法人の役員、発行済株式総数5/100以上の株式を有する株主又は出資額5/100以上の額に相当する出資者、政令で定める使用人
- ④ 事務所及び事業場の所在地、事業の用に供する施設
- ⑤ その他法令で定める事項

※ 事業の用に供する施設（附帯設備を含む。）、保管場所（面積、高さ等を含む。）等を変更する場合は、着手前にご相談ください。

2 届出書の作成について

(1) 届出書の様式

- ・ 産業廃棄物処理業廃止・変更届出書には、「様式第十一号」を使用してください。
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書には、「様式第十七号」を使用してください。

(2) 届出書の記載方法

- ・ 役員、株主、使用人等の氏名等は、住民票のとおり記載してください。
- ・ 行政書士が作成する場合は、職印の押印と委任状が必要です。

(3) 作成部数

- ・ 届出書は、2部（1部は届出者控えとして返却）提出してください。

3 添付する書類について

(1) 廃止の場合

- ・ 事業の廃止の場合は、以下の書類を提出してください。

廃止事項	届出要件/添付書類
一部廃止	[届出要件] ・ 取り扱う産業廃棄物の種類の減少（取り扱う産業廃棄物の種類を限定する場合も含みます。） ・ 事業の一部廃止 [添付書類] ・ 従前の許可証（許可証の書換えを行います。）
全部廃止	[届出要件] ・ 事業の全部廃止 [添付書類] ・ 従前の許可証

(2) 変更の場合

- ・ 変更の場合は、以下の書類を提出してください。

※ 官公庁が発行する証明書等は、届出日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

変更事項	添付書類	
住所	法人	・ 案内図（住宅地図の写し等）
	個人	・ 住民票抄本（市外在住者の場合のみ） ※ 本籍地の記載があり、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの ・ 案内図（住宅地図の写し等）
	その他 (住所表記)	上記の書類又は、 ・ 市区町村長の発行する住居表示変更の証明書 ※ 市町村合併、区画整理時に発行

氏名又は名称	法人	・ 定款又は寄附行為
	個人	・ 住民票抄本（市外在住者の場合のみ） ※ 本籍地の記載があり、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの ・ 変更する者が成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書
役員・株主等	・ 別紙 10（新旧対照表） ・ 別紙 8（誓約書） ※ 新たに加わる者がいる場合のみ ・ 住民票抄本（新たに加わる就任する者かつ市外在住者の場合のみ） ※ 本籍地の記載があり、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの ・ 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書（新たに加わる者のみ）	
事務所及び事業場の所在地	・ 案内図（住宅地図の写し等）	
事業の用に供する施設	・ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図等 ・ 施設の所有者が届出者と異なる場合、当該施設の使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書、使用貸借契約書等の写し） ※ 事業の用に供する施設（附帯設備を含む。）、保管場所（面積、高さ等を含む。）等を変更する場合は、着手前にご相談ください。	

4 申請書の提出について

- ・ 書類が整っていない場合は、受付できない場合があります。
- ・ 添付が必要な官公庁が発行する証明書等は、原則、原本を提出してください。ただし、同日に複数の届出書を提出する場合は、1 つに原本を添付し、その他は写しとすることができます。

〈高崎市の窓口〉

高崎市環境部産業廃棄物対策課 審査担当 TEL:027-321-1325

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 3 5 番地 1（高崎市役所本庁舎 2 階 3 9 番窓口）